一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第百五号千葉都市計画道路事業三・三・十五号美浜長作町線並びに習志野都市計画道路事業三・三・一号東習志野実籾線及び三・五・十八号藤崎実籾線
三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道事業荒川右岸流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十四日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号、昭和四十九年建設省告示第二百二十二号、昭和五十一年建設省告示第三百六十一号、昭和五十三年建設省告示第四十号、昭和五十三年建設省告示第千七百六十二号、昭和五十五年建設省告示第千七百二十八号、昭和五十七年建設省告示第千六百五十二号、昭和六十年建設省告示第九百五十八号、昭和六十一年建設省告示第六百八十八号、昭和六十三年建設省告示第千二百七十六号、平成四年建設省告示第千二百号、平成五年建設省告示千百九十二号、平成七年建設省告示第八十九号、平成八年建設省告示第千三百五十四号、平成九年建設省告示第千六百九十七号、平成九年建設省告示第二千二十八号、平成十一年建設省告示第五十二号、平成十二年建設省告示第二千四百三十五号、平成十四年関東地方整備局告示第三百六十三号、平成十六年関東地方整備局告示第百七十九号、平成十八年関東地方整備局告示第百五十号、平成十九年関東地方整備局告示第二百九十二号、平成二十二年関東地方整備局告示第四百号、平成二十七年関東地方整備局告示第百三十六号、平成三十年関東地方整備局告示第八十二号、平成三十一年関東地方整備局告示第百四十六号、令和五年関東地方整備局告示第八十四号及び令和七年関東地方整備局告示第三十号の事業地のうち、比企郡川島町大字上伊草字五反田、字壁ヶ谷戸及び字天神並びに大字下小見野字矢代町並びに比企郡吉見町大字大串字滝之会土及び字毘沙門並びに大字荒子字塚越地内において事業地を変更する。

○北陸地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山市豊田町二丁目字前田割一一七番五から同市豊田町二丁目字前田割一一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

○中部地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富士市伝法字大原二九四番一から同市伝法字中原五二二番一まで	前	二五・四五～六八・一九メートル	〇・三五三キロメートル
	後	二六・五三～七二・二〇メートル	〇・三五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	富士市伝法字大原二九四番一から同市伝法字中原五二二番一まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十九日十四時

○中部地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間中部地方整備局及び同局静岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

中部地方整備局長　森本　輝

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　百三十九号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
富士市伝法字大原二九四番一から同市伝法字中原五二二番一まで	二六・五九～四七・二四メートル	〇・三六五キロメートル

四　指定する期日　令和八年三月十九日

○四国地方整備局告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之